

行動計画改定の方向性

第 1 回検討会議で提示した論点やいただいたご意見をもとに計画改定の方向性を整理。

	現行の行動計画	改定の方向性の考え方	関連する第 1 回有識者会議 におけるご意見
省エネ	<p>第 4 章の 2 の (1) 産業部門・業務部門に係る取組の方向性 ○省エネルギー設備の普及とエネルギー利用の効率化の促進 ・事業者において、設備等の更新時や導入時に省エネルギー・新エネルギータイプの設備が選択されるよう、省エネルギー・新エネルギー設備やZEBなどの導入、既築建築物の省エネルギー改修による効果を先進事例として紹介するなど普及に取り組みます。</p> <p>国のトップランナー制度など関連する制度の見直しを踏まえ取組を進める旨修正が必要ではないか。</p>	<p>国では、省エネ機器・設備に関してトップランナー制度の見直しなどを進め、その導入などを強化する考えであることから、こうした国の施策を踏まえた普及促進とする。</p>	
	<p>第 4 章の 2 の (2) 家庭部門に係る取組の方向性 ○省エネルギー設備の普及とエネルギー利用の効率化の促進 ・道民に対し、様々な機会を通じ、省エネルギー設備の導入や住宅の省エネルギー化について、家計負担の軽減効果や先進事例を示すなどして普及します。</p> <p>国のトップランナー制度など関連する制度の見直しを踏まえ取組を進める旨修正が必要ではないか。</p>	<p>国では、省エネ機器・設備に関してトップランナー制度の見直しなどを進め、その導入などを強化する考えであることから、こうした国の施策を踏まえた普及促進とする。</p>	<p>・高効率機器の導入拡大について、産業・業務部門のほか、家庭部門にも記載した方がよい。</p>
	<p>第 4 章の 2 の (2) 家庭部門に係る取組の方向性 ○省エネルギー住宅の普及 ・住宅の省エネルギー性能の見える化を進めるとともに、家計負担の軽減や快適性の向上について周知することなどにより、ZEHの普及を進めます。</p> <p>躯体の性能向上などの住宅における省エネに関する技術開発や技術普及を促進する旨記載する修正が必要ではないか。</p>	<p>国では、ZEHをはじめ省エネ住宅の普及拡大を進めることとしていることから、ご意見を踏まえ、関連する技術の向上などに向けた取り組みを進める。</p>	<p>・省エネルギー化としての建築物や住宅の性能向上は今後さらに進めていくことが重要。 ・フルZEHを普及するための基本的な方向としては、躯体の性能をさらに上げていく余地がある。</p>
	<p>第 4 章の 2 の (3) 運輸部門に係る取組の方向性 ○次世代自動車の普及 ・電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の導入拡大に向け、自動車関連企業等とも連携し、イベントなどにおいて、道民や事業者に対し、環境への貢献、災害時の利用方法などについて周知するなどして気運を醸成します。</p> <p>国の2035年までの乗用車新車販売の電動車100%目標、2030年までの商用車新車販売の電動車20～30%目標や国のトップランナー制度による低燃費車の普及拡大などの動きを踏まえ取組を進める旨修正が必要ではないか。</p>	<p>国では、2035年までに乗用車の新車販売で電動車100%を目指すなど、その導入などを強化する考えであることから、こうした国の施策を踏まえた普及促進とする。</p>	

行動計画改定の方向性

第1回検討会議で提示した論点やいただいたご意見をもとに計画改定の方向性を整理。

	現行の行動計画	改定の方向性の考え方	関連する第1回有識者会議におけるご意見
新エネ	<p>第4章の2の(1) 産業部門・業務部門に係る取組の方向性</p> <p>○需要家による新エネルギーの活用促進</p> <p>・事業者が、自社の敷地や屋根、壁面などを新エネルギー発電事業者に提供し、発電事業者が発電した電気を施設の自家消費量分として調達するとともに、発電事業者が周辺設備への売電を行うといった、新エネルギーを活用した新たなビジネスの普及に取り組みます。</p> <p>PPAモデル事業といった自家消費型太陽光発電の導入促進などに向けた取組を進める旨修正が必要ではないか。</p>	<p>リードタイムが短い太陽光発電について、国においては自家消費型の太陽光発電の導入に係る施策を強化するとしており、行動計画においても取組を強化する。</p>	
	<p>第4章の2の(2) 家庭部門に係る取組の方向性</p> <p>○需要家による新エネルギーの活用促進</p> <p>・災害時のエネルギー確保や光熱費の節約、環境負荷低減といったメリットを提示することにより、家庭用太陽光発電設備等の導入を促進します。</p> <p>自家消費型の太陽光発電の導入促進などを明示する修正が必要ではないか。</p>		
	<p>第4章の4 省エネルギーや新エネルギーの開発・導入促進に必要な事業環境整備に係る取組の方向性</p> <p>○自然環境や産業、景観との調和</p> <p>・風力発電におけるバードストライク回避への配慮や、木質バイオマスにおける林地未利用材等の安定供給の確保、大規模な太陽光や風力発電設備等における本道の景観特性に配慮した整備など、地域の自然環境や産業、景観との調和を図るとともに、地域住民の理解を得ながら、持続可能な新エネルギーの導入を促進します。</p> <p>上記の記述に加え、開始から終了までの適正な事業実施の確保について、国や市町村と連携して取り組むことや地域との共生に関して追記する修正が必要ではないか。</p>	<p>新エネ導入にあたり、開始から終了までの適正な事業実施を確保する必要があり、国や市町村と連携して取り組む事項を追記する。</p>	<p>・エネルギー基本計画で、今回、新たにポジティブゾーニングというのが出てきた。ポジティブゾーニングについて、市町村に、住民との合意形成上、計画策定の働きかけが必要ではないか。</p>